

厚生労働大臣が定める揭示事項

1 保険医療機関の指定について

当センターは、東海北陸厚生局長の指定を受けた保険医療機関であり、厚生労働大臣が定める基準等に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2 明細書の発行について

当センターでは、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その旨ご理解いただき、ご家族の方等、代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨お申し出ください。

3 施設基準の届出について

当センターは、東海北陸厚生局長に施設基準の届出をしております。

(1) 届出の内容 (別掲)

(2) 揭示事項 施設基準で定められた揭示事項(別掲)

4 保険外負担等の内容について

次の項目については使用に応じた実費負担をお願いします。

・各種文書料

普通診断書	1 通	1,980 円
特別児童扶養手当認定診断書	1 通	4,180 円
障害児福祉手当（福祉手当）認定診断料	1 通	2,090 円
身体障害者用認定診断書・意見書	1 通	2,090 円
受診状況等証明書	1 通	1,980 円
その他特殊診断書	1 通	4,180 円
生命保険関係健康診断書	1 通	4,180 円
おむつ使用証明書	1 通	1,980 円